

市町村等職員の工事検査への臨場に関する要領（試行）

制定 平成20年12月12日

（目的）

- 1 この要領は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく発注者支援の一環として、埼玉県県土整備部・都市整備部が所管する土木請負工事の工事検査に市町村等職員の臨場を可能とし、検査技術等を習得してもらうことを目的として定める。

（対象工事）

- 2 対象工事は、県土整備部・都市整備部の地域機関において発注された土木請負工事とする。ただし、維持・修繕工事で受け渡し行為が必要のない工事は除く。

（対象職員）

- 3 工事検査への臨場を可能とする者は、県内市町村またはこれに準ずる団体（土地改良区等）に所属する職員とする。

（連絡調整）

- 4 市町村等及び請負業者への連絡調整は、各県土整備事務所が行うものとする。

（臨場手続き）

- 5 工事検査への臨場までの手続きは、別途、運用において定めるものとする。

（留意事項）

- 6 臨場者は、埼玉県が発注する請負工事に係る検査業務を実施していることに留意して、下記を遵守しなければならない。
 - (1) 臨場者は、その場のやりとり等について、守秘義務を負うものとする。
 - (2) 臨場者は、検査当日はネームプレートなどで所属団体、名前、職名を明らかにし、現場代理人や監督員の指示に従わなければならない。
 - (3) 臨場者は、その場のやりとり等について生じた疑問等について、原則、意見・質問はできない。

市町村等職員の工事検査への臨場に関する要領（試行）の運用

制定 平成20年12月12日

（臨場手続き）

- 1 工事検査員検査についての市町村等職員の臨場までの手続きは、下記のとおり実施するものとする。
 - (1) 市町村等職員は、工事検査への臨場希望について、希望日の前月までに、別紙様式により臨場を希望する市町村を所管する県土整備事務所技術管理主幹へメールで依頼する。なお、臨場人数は1団体2名を限度とし、1団体1名としてもかまわない。
 - (2) 県土整備事務所技術管理主幹は別紙様式により主席工事検査員と協議し、主席工事検査員は、臨場を許可する工事を選定する。
 - (3) 工事検査への臨場を依頼された県土整備事務所技術管理主幹は、工事検査への臨場の可否を別紙様式により市町村等へ回答する。併せて、市町村等へは別紙アンケートを送付する。
 - (4) 工事検査への臨場を依頼された県土整備事務所と、臨場を許可する工事を所管する県土整備事務所が異なる場合、工事検査への臨場を依頼された県土整備事務所技術管理主幹は、別紙様式により工事を所管する県土整備事務所技術管理主幹へ事務を引き継ぐとともに、臨場を希望する市町村等へ事務引継の旨を連絡する。
 - (5) 県土整備事務所技術管理主幹は、市町村等の工事検査への臨場について、当該工事を監督する監督員へ連絡する。

また、監督員は、請負業者へも検査時に市町村等職員の臨場が行われる旨を連絡する。
 - (6) 現場検査場所の地図については、検査当日に市町村等へ配付することを原則とするが、必要に応じ、県土整備事務所技術管理主幹は、FAX等で市町村等へ事前に配付する。
 - (7) 市町村職員は、検査後アンケートを記入し、検査臨場の1週間後までに、主席工事検査員へアンケートを提出する。

（その他）

- 2 その他の留意点は下記のとおりである。

- (1) 要領に記載されているとおり、市町村等職員は、その場のやりとりについて生じた疑問等について、原則、意見・質問はできないが、時間的余裕があつて、検査員、監督員、請負業者等が了承すれば、この限りではない。
- (2) 検査を優先するため、臨場者を待つことはしないので、余裕を持って現場・事務所等へ移動すること。また、途中からの臨場は認めない。ただし、やむを得ない事情による途中退席は可能とする。
- (3) 検査会場までの移動手段は、臨場希望者側が確保する。
- (4) 服装(ヘルメットなどの安全用具、靴、雨具等含む)は、工事現場内を歩くことができる服装とし、臨場希望者側で用意すること。ヘルメットなどの安全用具を忘れた場合は、現場の入場ができない場合があるので、監督員及び現場代理人の指示に従うこと。
- (5) 昼食が必要な場合は、希望者側で各自持参する。

臨場手続きフロー

